平成２４年（フ）第５４号
広島県庄原市高野町新市703番地の２
債務者　有限会社高井商会
代表者取締役　高井　兼三
１　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝手　康史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午後３時
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１０号
兵庫県明石市藤江字三ツ池2029番の１、店舗
兵庫県明石市和坂14－５
債務者　有限会社幸生商店
代表者取締役　藤原　幸生
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西片　和代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前11時
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
札幌市北区北23条西14丁目５番地９
債務者　株式会社ＤＣＴ
代表者代表取締役　落合　一郎
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　和晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０号
名古屋市瑞穂区瑞穂通６丁目23番地
債務者　株式会社ノウミ
代表者代表取締役　能見　正剛
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　和之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６号
宮崎市南方町垣下463番地２
債務者　株式会社ムラタ
代表者代表取締役　波越　彰夫
１　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷口　　渉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午後２時
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８３３号
東京都港区芝大門１－２－８　ＣＯＳＭＩＣビル３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿６丁目16番13号
債務者　株式会社ＴＢＭエージェンシー
代表者代表取締役　田口　　厚
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　義弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３号
群馬県桐生市境野町１丁目1276番地の３
債務者　株式会社アクシズ
代表者代表取締役　清水　浩善
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川住　岳央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午前11時30分
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２５号
愛知県稲沢市日下部松野町１丁目169番地
債務者　クニテックこと　大西　邦男
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野　秀司
４　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４３号
函館市時任町33番11号
債務者　神谷　信一
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柳　　順也
４　破産債権の届出期間　平成25年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午後４時
６　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１８号
福島市上野寺字和田前30番地の２
債務者　後藤喜己夫
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　　貢
４　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２６１４号
北海道千歳市富士４丁目３番９号
債務者　西峰みゆき
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷村　庄市
４　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２号
鹿児島県いちき串木野市湊町４丁目80番地
債務者　富岡　安洋
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩井　作太
４　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
北海道恵庭市恵み野北３丁目５番15
債務者　杉本　寿門
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
４　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島110番地２
債務者　山崎　元雄
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗原　秀和
４　破産債権の届出期間　平成25年５月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月22日午後２時20分
６　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１５２号
愛知県小牧市藤島町居屋敷249番地
債務者　田中　定典
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎　修一
４　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月13日午後４時
６　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部